令和８年　第９回別海町教育委員会議　会議録

１　開催日時　　令和８年８月２１日（金）
　　１０時００分から１０時３５分まで

２　開催場所　　別海町役場４階第２・３委員会室

３　出 席 者　（３名）

教育長	相　澤　　要
教育委員	鈴　木　桃　子
教育委員	森　野　志　保

４　出席職員　（１５名）

教育部長	田　畑　直　樹
指導主幹	稲　村　和　典
指導主幹	野　口　泰　秀
指導参事	瀬　川　航　平
教育部次長	角　川　具　哉
学務課主幹	木　幡　友　哉
学校教育課長	橋　本　達　也
学校教育課主幹	戸　野　晶　雄
生涯学習課長	立　澤　雅　彦
生涯学習センター長	恒　川　敦　史
給食センター主幹	大　森　晴　海
西公民館長	竹　中　利　哉
東公民館長	門　間　勝　司
図書館長	堺　　啓
郷土資料館長	石　渡　一　人

５　議事日程　　議案第１号　別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第２号　別海町教育委員会事務局事務取扱規程の制定について
議案第３号　別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第４号　別海町総合スポーツセンター組織規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第５号　別海町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第６号　令和９年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
議案第７号　別海町学校給食センター運営委員会委員の任命及び委嘱について

－【開　会】－

教育長
（相澤要君）

ただいまから、令和８年第９回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は３名です。

別海町教育委員会会議規則第５条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり私から一言ご挨拶申し上げます。

第９回の教育委員会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

町内の幼稚園、小学校、中学校は昨日から２学期が始まりました。

ブログからは子どもたちが元気に登校している様子が伝わってきます。

ただ、休み明けは全国的に自殺などが増える傾向にあります。

稲村指導主幹から１学期の校長会議の中で、休み明けの子どもたちの様子を全教職員で把握するようにお願いをしたところです。

子どもたち一人一人が順調にスタートを切って、２学期も活躍する姿をたくさん見せてくれることを願っています。

さて、７月２８日に学校教育課が主管して第８回ビブリオバトルを開催しました。

各学校の代表３５名が、趣向を凝らしてお薦め本を紹介しました。

投票の結果、上春別小学校と上西春別中学校がチャンプ本に選ば

れました。
８月４日から生涯学習課が主管して、ふれあいの翼交流事業を実施しました。
中学生１６名が３泊４日の日程で枚方市を訪問し、中学生との交流や施設見学などを通して見聞を広めてきました。野口指導主幹を団長に４名の職員が引率しましたが、近年では一番充実した訪問だったと報告を受けています。
その他、全道の中体連、少年団の大会で子どもたちが活躍しております。
それでは、本日の日程に入ります。本日は、議案が７件ございます。
よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
（相澤要君）
日程第２前回会議録の承認に入ります。
令和８年第８回の会議録につきまして、事前に各委員の皆様に事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

（「なし」の声あり）

教育長
（相澤要君）
なければ承認することとしてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長
（相澤要君）
第８回の会議録について承認することといたします。

－【報　告】－

教育長
（相澤要君）
日程第３報告に入ります。
７月２１日に開催しました令和８年第８回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願します。
はい、田畑部長。

教育部長
（田畑直樹君）
それでは、お手元の資料により抜粋して報告させていただきます。
第８回教育委員会議から、本日までの主な行事や実施事業になります。
７月２１日、全道中体連表敬訪問が行われ、教育長及び関係職員が対応しております。
７月２２日、令和８年春の叙勲を受章されました山口長伸氏に対し記念品贈呈式が行われ、教育長が対応しております。
同日、バスケットボール少年団の表敬訪問が行われ、教育長及び関係職員が対応しております。
７月２７日、卓球少年団の表敬訪問が行われ、教育長及び関係職員が対応しております。
７月２８日、先ほど教育長の挨拶にもありましたが、第８回別海町

ビブリオバトルが行われ、上春別小学校、上春別中学校それぞれが紹介した本がチャンプ本に選ばれております。

そして、８月４日から７日までの４日間、１６名の中学生が枚方市を訪問しまして、友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業が実施されております。

８月５日、空手スポーツ少年団の表敬訪問が行われ、教育長及び関係職員が対応しております。

８月１５日、別海町戦没者追悼式が行われ、教育長が出席しております。

８月１７日、岐阜県の安八町中学生の表敬訪問が行われ、教育長及び関係職員が対応しております。

本日、第９回教育委員会議となっております。

報告は以上です。

－【議　事】－

教育長
（相澤要君）

それでは、日程第４議事に入ります。

議案第１号別海町教育教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第２号別海町教育委員会事務局事務取扱規程の制定について、議案第３号別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第４号別海町総合スポーツセンター組織規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第５号別海町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定についての５件は、関連がありますので一括議題といたします。

内容について事務局から説明願います。

はい、木幡主幹。

学務課主幹
（木幡友哉君）

それでは、議案第１号から第５号までを一括で説明いたします。

議案書は１ページから１６ページまでとなります。

この５件は、いずれも例規の改正に関する議案となりますが、初めに、これらの改正が必要となった理由について説明いたします。

本町では、コスト削減、業務効率向上などを目的として、紙媒体による文書管理から、電子媒体を主とした文書管理、いわゆるペーパーレス化を推進するため、役場全体で、文書を電子管理するための文書管理システムを導入し、本年４月から運用を開始しております。

これに伴いまして、教育委員会内における文書の管理方法等を規定した別海町教育委員会事務局事務取扱規程を、文書管理システムの運用に合わせて改正する必要が生じました。

また、文書管理システムの運用開始に当たり、町においても事務の取扱に関する規程や、関連する例規の改廃が行われておりますが、こ

れに伴いこれらを準用している教育委員会の規定のうち、参照先の変更を要するものがあること、また、教育委員会内部においても同様に教育委員会事務局事務取扱規程の改正に伴い、これを準用している規定において、参照先の変更を要することなどから、該当する例規を併せて改正する必要が生じたところです。

以上が、改正理由の概要となりますが、議案ごとに大まかに振り分けますと、第１号、第４号、第５号が、準用規定における参照先の改正、第２号、第３号が文書管理システムの運用に合わせた改正となります。

続きまして、各議案ごとの詳細について説明いたします。

議案第１号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、です。

議案書及び議案資料は、ともに１ページとなります。

議案本文の朗読は省略させていただきまして、議案資料で説明いたします。

なお、以降、議案第５号まで同様とさせていただきます。

それでは、議案資料１ページをご覧ください。

別海町教育委員会事務局組織規則、新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

左側、改正後の欄で説明いたします。

第１１条、教育委員会職員の服務については、別海町職員服務規程、令和８年別海町訓令第２２号を準用する、としています。

これは、文書管理システムの運用開始に当たり、町は事務全般の取扱いを包括的に規定していた別海町事務取扱規程を廃止し、別海町文書管理規程や別海町職員服務規程など、内容ごとに分離、独立した規程として整備しなおしたことから、本条で準用していた規定が、別海町事務取扱規程から別海町職員服務規程に移行したため、参照先を改正するものです。

附則として、この規則は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する、としています。

なお、適用日については文書管理システムの運用開始日であり、町の関連例規の施行日でもある４月１日として、遡り適用することとしております。

また、附則につきましては、議案第５号まで全て同様の考え方で整理しております。

以上で、議案第１号の説明を終わります。

次に、議案第２号別海町教育委員会事務局事務取扱規程の制定に

ついて、です。

議案書は２ページから１１ページまで、議案資料は２ページから４７ペ―ジまでとなります。

なお、本案が今回の一連の改正のメインとなっております。

議案資料２ページから３５ページまでの改正前後の比較表については、説明は省略させていただきまして、３６ページ以降の主な改正内容の解説にて説明いたします。

文量が多いことから、ポイントを絞りまして青文字又は赤文字で記載した解説文を中心に説明いたします。

なお、青文字は規定の追加又は変更に関する内容、赤文字は削除に関する内容となっております。

それでは、３６ページをご覧ください。

３６ページ上段です。

冒頭でも説明いたしましたが、町ではペーパーレス化推進のため文書管理システムを導入し、新たに別海町文書管理規程、以下、町規程といいますが、これを制定して今年度４月からデータによる文書管理を開始しています。

同システムは、全庁一斉に運用開始され、教育委員会においても同様にデータによる文書管理が行われるようになったところです。

別海町教育委員会事務局事務取扱規程、以下、本規程といいますが、この改正は主に文書管理システムの運用開始に伴うものであり、紙による文書管理に関する規定を見直し又は削除し、データによる文書管理に関する規定を新たに追加するためのものとなります。

なお、本規程の構成は町規程を基にしておりますが、これにより、これまでの内容から大幅に変更となったことから、全部改正により対応しております。

続いて３８ページ上段、第２条の定義に関する解説です。

ここでは、文書等のデータ管理対応のため、必要な定義を追加しています。

また、本規程は教育委員会事務局、つまり学務課、学校教育課、生涯学習課及び学校給食センターに関するものであることから、本条第２号で定義する課には、公民館や図書館などの事務局外施設は含んでおりません。

なお、事務局外施設においては、本規程を準用するなどの方法により、別途事務取扱に関する規定をそれぞれ設けております。

続いて３９ページ下段、第１１条のその他に関する解説です。

町規程には、文書の受領、配布及び収受に関する詳細な取扱いが広

く規定されており、教育委員会における取扱いと同様の部分が多くありますが、それらを全て本規程に規定した場合、今後の改正時に町規程との照合作業が煩雑になることが想定され、また改正漏れが生じるおそれがあります。

このことから、事務の煩雑化等を避けるため、本条を新設し詳細な取扱いは町の規程を参照することとしています。

続いて、その下段の朱書き部分です。

改正前の本規程には、第３章として管理職会議及び主査会議の設置等に関する規定がされていましたが、両会議ともに近年は開催実績がなく、審議する事項についても他の例規の規定や別の会議体によって対応できていることから、削除しております。

続いて４１ページまでお進みください。

下段、第１９条の合議に関する解説です。

教育委員会事務局外への合議等は、町が作成する文書管理システム運用マニュアルで整理することとなっているため、本条においては教育委員会事務局内部の取扱いに留めております。

なお、改正前の本規程には、学務課への合議事項が規定されておりましたが、例えば法令の解釈に関する事項や契約に関する事項など、現在は不要と考えられる事項があったことから、全部を削除し別途運用の中で整理することとします。

続いて４４ページまでお進みください。

４４ページ上段、第３０条のその他に関する解説です。

第１１条と同様の考え方となりますが、町規程には、文書の発信に関する詳細な取扱いが広く規定されており、教育委員会における取扱いと同様の部分が多くありますが、それらを全て本規程に規定した場合、今後の改正時に町規程との照合作業が煩雑になることが想定され、また改正漏れが生じるおそれがあります。

このことから、事務の煩雑化等を避けるため、本条を新設し詳細な取扱いは町の規程を参照することとしております。

続いて４７ページまでお進みください。

４７ページ上段の様式に関する解説です。

改正前の本規程では、紙で書類を作成することを想定した様式を複数規定していましたが、文書管理システムの導入に伴い、紙様式が不要となったことから、それら全てを削除しております。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

次に、議案第３号別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について、です。

議案書は、１２ページから１４ページまで、議案資料は４８ページから５０ページまでとなります。

それでは、議案資料４８ページをご覧ください。

別海町教育委員会公印規程、新旧対照表です。

左側、改正後の欄で説明いたします。

第１条及び第２条は、語句の修正です。

その下、第６条第２項には、ただし書きを追加しており、ただし、文書管理システム、別海町教育委員会事務局事務取扱規程、令和８年別海町教育委員会、訓令第空白号、第２条第１２号の文書管理システムをいう、により承認を受けたものについては、決裁文書の提示を要しない、としております。

これは、文書管理システムの運用開始に対応するための追記であり、決裁内容はシステム上で確認することが可能であることから、公印管主者への決裁文書の提示は省略できるものとしております。

なお、訓令番号が空欄となっておりますが、これは本日上程している議案第２号の内容を参照していることから、同議案の議決を頂いた後に付番することとなります。

続く４９ページ、５０ページは様式の改正です。

第２号、第３号様式ともに、電子データでの処理に移行するに当たって、押印欄を削除しております。

以上で、議案第３号の説明を終わります。

次に、議案第４号別海町総合スポーツセンター組織規程の一部を改正する訓令の制定について、です。

議案書は１５ページ、議案資料は５１ページとなります。

それでは、議案資料５１ページをご覧ください。

別海町総合スポーツセンター組織規程、新旧対照表です。

左側、改正後の欄で説明いたします。

第７条で準用している別海町教育委員会事務局事務取扱規程は、本日、議案第２号として改正案を上程しておりますが、同案が議決された場合、訓令番号を付番しなおして、再度告示することとなりますので、これに合わせ告示年及び訓令番号を改正するものです。

なお、訓令番号が空欄となっている理由については、議案第３号と同様です。

以上で、議案第４号の説明を終わります。

最後に、議案第５号別海町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について、です。

議案書は、１６ページ、議案資料は５２ページとなります。

それでは、議案資料５２ページをご覧ください。

別海町図書館処務規程、新旧対照表です。

左側、改正後の欄で説明いたします。

改正理由は、議案第４号と同様であり、第８条で準用している別海町教育委員会事務局事務取扱規程の改正に合わせ、告示年及び訓令番号を改正するものです。

以上で、議案第１号から議案第５号までの内容説明を終わります。

教育長（相澤要君）　一括して内容説明がありましたので、各議案について順番に確認してまいります。

まず、議案第１号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてご質問ご意見等がありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　御質問等がなければ採決いたします。

議案第１号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　異議がないようですので、議案第１号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして議案第２号です。

別海町教育委員会事務局事務取扱規程の制定について、ご質問ご意見等ありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　御質問等がなければ採決いたします。

議案第２号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　異議がないようですので、議案第２号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第３号別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定についてご質問ご意見等ありましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　御質問等がなければ採決いたします。

議案第３号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 （相澤要君）	異議がないようですので、議案第３号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第４号別海町総合スポーツセンター組織規程の一部を改正する訓令の制定について、ご質問ご意見等ありましたらお受けいたします。
	（「なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	御質問等がなければ採決いたします。 議案第４号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	異議がないようですので、議案第４号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第５号別海町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定についてご質問ご意見等ありましたらお受けいたします。
	（「なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	御質問等がなければ採決いたします。 議案第５号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
教育長 （相澤要君）	異議がないようですので、議案第５号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第６号令和９年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、事務局説明をお願いいたします。 はい、戸野主幹。
学校教育課主幹 （戸野晶雄君）	議案第６号令和９年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、説明いたします。 議案書１７ページをお開き願います。 教科用図書については、無償措置法施行令第１５条第１項の規定において、基本的に同一の教科書を４年間使用しなければならないとされております。 このことから、先般、令和８年度第１回第１４地区教科用図書採択教育委員会協議会が書面により開催され、小学校用教科用図書については、令和５年度に全教科を採択し、令和９年度まで使用することで決定していること、中学校用教科用図書については、令和６年度に全教科を採択し、令和１０年度まで使用することで決定していることから、小学校用、中学校用いずれも令和９年度も継続して同一の教

科書を使用することを決定しております。

また、小・中学校の特別支援学級用教科用図書については、学校教育法附則第９条に基づき、児童・生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書等を使用することが適当でない場合については、北海道教育委員会教育長通知の令和８年度使用教科用図書のうち同法附則第９条に規定する教科用図書の採択基準に基づいた図書として、下段に記載しております、１、文部科学省検定済教科書の下学年用９４点、２、文部科学省著作教科書３１９点、３、一般図書３２２点の図書を採択して、学校において使用することとなっております。

特別支援学級で使用する図書の採択については、先の第１回協議会において、協議会構成市町で一括して採択することが困難との理由から、各市町の教育委員会において、採択、承認を行う事として、決定されております。

この協議会からの報告を受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１４条第１項の規定により、使用される教科用図書の採択は、当該教科書が使用される年度の前年度の８月３１日までに行わなければならないと定められていることから、令和９年度に当町の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、各児童、生徒の障害の種別、程度に応じ、通常の教科書に代えて、本議案において提案している図書の採択、承認をお願いするものです。

以上で、議案第６号の説明を終わります。

教育長
（相澤要君）　議案第６号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

（「なし」の声あり）

教育長
（相澤要君）　御質問等がなければ採決いたします。

議案第６号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長
（相澤要君）　異議がないようですので、議案第６号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第７号別海町学校給食センター運営委員会委員の任命及び委嘱について、事務局説明をお願いいたします。

はい、大森主幹。

給食センター主幹
（大森晴海君）　議案第７号別海町学校給食センター運営委員会委員の任命及び委嘱について、内容説明いたします。

議案書は２２ページ及び２３ページ、議案資料は５３ページをご覧ください。

学校給食センター運営委員会は、センターの円滑な運営を図ることを目的として、別海町学校給食センター設置条例により設置されている組織であり、１０名を任命及び委嘱しております。

本議案は、委員選出団体の改選により令和８年４月１日から委嘱委員に変更があったことから、新たに任命及び委嘱をするものです。

新たに委嘱する委員の任期は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間です。

また、今回新たに任命及び委嘱する方は、学校長等から中春別小学校校長、三宮貴史氏、上西春別中学校校長、須貝貴典氏の計２名を任命し、ＰＴＡ代表からは、別海町小中学校ＰＴＡ連合会副会長、蟻戸喜世治氏、南口慎也氏、髙野謙也氏の計３名です。

以上で、議案第７号の内容説明を終わります。

教育長（相澤要君）　議案第７号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　御質問等がなければ採決いたします。

議案第７号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　異議がないようですので、議案第７号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

教育長（相澤要君）　それでは日程第５その他に入ります。

事務局から何かありませんか。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　その他、委員の皆様からありませんか。

（「なし」の声あり）

教育長（相澤要君）　それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和８年第９回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉　会】－